

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	家計応援給付金事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者支援のため全市民に対して給付金を支給する。 ②全市民への給付金及び事務費 ③補助金 5,000円×276,000人=1,380,000,000円 事務費 250,000,000円 ④市民	R8.2	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	盛岡市学校給食食材費臨時補助金(小学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年1月～令和8年3月間の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食にかかる食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ・各学校の補助単価:平均約59.70円(給食単価×補助率22.0%で算出) ※補助率:直近の物価指数123.9とR3年度平均指数101.9の差引 ・平均59.70円/食×児童数12,700人程度×R6給食回数平均171回程度÷12か月×15か月=160,081千円 ・その他の財源:令和6年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金96,398千円 ④保護者等(小学校分)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	盛岡市学校給食食材費臨時補助金(中学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年1月～令和8年3月間の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食にかかる食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ア 給食センター等 ・各学校の補助単価:平均約68.83円(給食単価×補助率22.0%で算出) ※補助率:直近の物価指数123.9とR3年度平均指数101.9の差引 ・平均約68.83円/食×生徒数3,600人程度×R6給食回数平均170回÷12か月×15か月=52,490千円 イ ランチボックス ・補助単価:66円(ランチボックス単価×補助率22.0%で算出) ・補助単価:66円/食×R5食数実績98,300食程度÷12か月×15か月=8,110千円 ウ 牛乳 ・各学校の補助単価:12円(牛乳単価×補助率22.0%で算出) ・補助単価:12円/食×生徒数3,250人程度×R6給食回数平均147回÷12か月×15か月=7,052千円 ア+イ+ウ=67,652千円 ・その他の財源:令和6年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金13,530千円 ④保護者等(中学校分)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂支援事業	①物価高騰により影響を受けているこども食堂に対する負担軽減策として、お米を支給するもの。 ②委託料 ③お米相当分720千円(900kgを想定)+事務費90千円(配送料を含む。)=810千円 ④市内でこども食堂を運営している団体(40団体)	R7.7	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童クラブ等運営事業	①物価高騰により影響を受ける放課後児童クラブのおやつ代について、その費用の一部を委託料に加算し、施設運営を支援するもの。 ②委託料 ③140.7円×6か月×登録児童数2,080人=1,756千円 ④放課後児童クラブ 58施設	R7.7	R7.9
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭支援事業	①物価高騰に伴う家計の負担軽減を目的とし、低所得のひとり親世帯へ商品券の支給を行うもの。 ②委託料 ③児童扶養手当受給世帯等2,164世帯×1万円+子2人目以降加算970人×3,000円+事務費2,600,000円=27,150千円 ④児童扶養手当受給世帯または直近の収入が児童扶養手当受給水準の者。	R7.7	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業	①物価高騰の影響を受けている障がい者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり32円を1日2食、6か月分として入所者1人当たり11,520円を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円≒32円)を1日2食分、平均入所者数に同じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 811人(11,520円×811人=9,342,720円) 8,408,448=32円*2食*180日*811人*0.9(支給率見込) ④共同生活援助及び障害者支援施設を運営する法人。	R7.4	R7.8
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業(老人福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③入所者数1人あたり17,280円(1日3食分)を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円≒32円)を平均入所者数に同じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 軽費・既存 193.73人(17,280円×193.73人=3,347,653円) 軽費・新規(R7.3.24開所) 0.66人(17,280円×0.66人=11,404円) 養護 84.3人(17,280円×84.3人(42.81人+41.19人))=1,456,703円 ④軽費老人ホーム及び養護老人ホームを運営する法人。	R7.4	R7.8
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業(介護老人福祉施設分)(R7予備費分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③入所者数1人あたり17,280円(1日3食分)を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円≒32円)を平均入所者数に同じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 2,816.42人(17,280円×2,816.42人=48,667,712円) うち27,865千円はR7予備費分 ・その他の財源:一般財源803千円 ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期生活療養介護を運営する法人。	R7.4	R7.8

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(私立児童福祉施設分)	①物価高騰により影響を受ける保育所等の副食費を対象として支援金を支給するもの。(職員分を除く。) ②補助金 ③R7.4～R7.9の1施設1月あたりの補助金額は、各月初日時点における在籍園児数×4,800円×6.7%により算定(10円未満切り捨て)。 対象施設数:126施設 各月初日時点の在籍園児数:のべ48,401人 算定した補助金額の合計は、約15,563千円。 ④私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園、認可外保育施設	R7.7	R7.10
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(公立保育所分)	①物価高騰の影響を受けている公立保育所の給食の質・量を確保するとともに副食費の値上げを防ぐため、賄材料費の高騰分(職員分を除く。)を支援するもの。 ②賄材料費 ③301円×2,205人(R7.4～R7.9在籍園児数)=664千円 ④公立保育所	R7.7	R7.9
12	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金支援金支給事業	①原油価格や原材料価格高騰の影響を受けている工業用LPガスを消費する事業者に対し、価格上昇分の一部を補助するため支援金を支給するもの。 ②2,400千円(補助金) ③支援金:20円/㎡(価格上昇分の6分の1に相当する額)×5,770㎡(期間中購入数量見込)[5,770㎡(令和6年度購入数量平均)]×3か月×7者(申請見込者数)一端数調整23,400円=2,400千円 ④市の区域内の事業所において、貯蔵施設を有し、工業用LPガスを自己の事業の用に供している中小企業者	R7.10	R7.12
13	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	観光基盤維持支援事業	①急激な物価、エネルギー価格高騰に直面している貸切観光バス事業に従事する運転士の雇用の促進を目的として、新たに運転士を雇用する貸切観光バス事業者に対して支援金を支給する。 ②貸切観光バス事業者運転士雇用分(令和7年6月1日から、令和8年3月15日までに雇用された運転士) ③新規雇用の貸切観光バス運転士1人あたり400千円 事業費2,000千円=5人×400千円 ④貸切観光バス事業者(7事業者)(「路線バス運転士確保支援事業」の支給を受ける事業者を除く。)	R7.6	R8.3
14	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス運転士確保支援事業	①路線バス事業者は、原油価格高騰等の影響が加わり経営悪化の状況が長期化する中、さらに運転士不足の問題に直面し、路線の維持が困難な状況にある。路線バスは市民生活に欠かせないものであることから、路線バス事業に従事する運転士の常用雇用の促進を目的として、新たに運転士を雇用する路線バス事業者に対して支援金を支給する。 ②運転士を新たに雇用する路線バス事業者への支援金 ③新規雇用の路線バス運転士1人あたり400千円を支給する。 事業費20,000千円=50人×400千円 ④路線バス事業者	R7.6	R8.4以降
15	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	原油価格・物価高騰冬季特別対策事業(R6補正分)	①原油価格等の高騰による冬期間の経済的負担の軽減を図るため、生活困窮世帯に対して冬季間の灯油、電気、ガス等のほか、防寒用品や雑貨類等の購入費として1世帯当たり7,000円の助成を行う。 ②住民税非課税世帯等に対する助成金及び事務費 ③扶助費:23,558世帯×7,000円=164,906千円 事務費:8,363千円(役務費、委託料) (うち42,977千円はR6補正分) その他の財源:生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業費補助金(県補助金)82,453千円、一般財源47,109千円 ④令和7年度住民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯	R7.12	R8.3
16	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	原油価格・物価高騰冬季特別対策事業(R7予備費分)	①原油価格等の高騰による冬期間の経済的負担の軽減を図るため、生活困窮世帯に対して冬季間の灯油、電気、ガス等のほか、防寒用品や雑貨類等の購入費として1世帯当たり7,000円の助成を行う。 ②住民税非課税世帯等に対する助成金及び事務費 ③扶助費:23,558世帯×7,000円=164,906千円 事務費:8,363千円(役務費、委託料) (うち730千円はR7予備費分) ④令和7年度住民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯	R7.12	R8.3
17	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂支援事業(追加分)	①物価高騰により影響を受けているこども食堂に対する負担軽減策として、米を支給するもの。 ②委託料 ③米1kg単価899円×1食分0.075kg(75g)×50食分×25団体×6月=505,686円 ④市内でこども食堂を運営している団体(25団体分)	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
18	①食料品の物価高騰に対する特別加算	盛岡市学校給食食材費臨時補助事業(追加)(小学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年11月～令和8年3月の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食に係る食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ・各学校の補助単価:平均約24円(給食単価×補助率8.8%で算出) ※補助率:直近の物価指数132.7とR6.11月の指数123.9の差引 ・平均24円/食×児童数12,500人程度×R7給食回数平均170回÷12か月×5か月≒20,892千円 ④保護者等(小学校分)	R7.12	R8.3
19	①食料品の物価高騰に対する特別加算	盛岡市学校給食食材費臨時補助事業(追加)(中学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年11月～令和8年3月の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食に係る食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ア 給食センター等 ・各学校の補助単価:平均約27円(給食単価×補助率8.8%で算出) ※補助率:直近の物価指数132.7とR6.11月の指数123.9の差引 ・平均27円/食×生徒数3,500人程度×R7給食回数平均168回÷12か月×5か月≒6,566千円 イ ランチボックス ・補助単価:26円(ランチボックス単価×補助率8.8%で算出) ・補助単価26円×R6食数実績92,000食程度÷12か月×5か月≒996千円 ④保護者等(中学校分)	R7.12	R8.3
20	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者福祉施設食材費支援事業(下半期分)	①物価高騰の影響を受けている障がい者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る運営事業者の負担を軽減するとともに、利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり35円(※)を1日2食、6か月分として入所者1人当たり12,600円を支給する。 ・対象者数 816人×12,600円×0.9≒9,253,440円 ※基準費用額1,445円×7.3%÷3食=35.16円≒35円 (介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し、厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎として、盛岡市における令和7年10月の物価上昇率の前年同月比7.3%を乗じて1食あたりの金額を算出。) ④共同生活援助及び障害者支援施設を運営する法人。	R8.1	R8.2
21	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費支援事業(軽費老人ホーム分及び養護老人ホーム分)(下半期分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る運営事業者の負担を軽減するとともに、利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり35円(※)を1日3食、6か月分として入所者1人当たり18,900円を支給する。 ・対象者数 307人×18,900円×0.9≒5,222,070円(軽費老人ホーム) 100人×18,900円×0.9≒1,701,000円(養護老人ホーム) ※基準費用額1,445円×7.3%÷3食=35.16円≒35円 (厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎として、盛岡市における令和7年10月の物価上昇率の前年同月比である7.3%を乗じて1食あたりの金額を算出。) ④軽費老人ホーム及び養護老人ホームを運営する法人。	R7.10	R8.3
22	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費支援事業(介護老人福祉施設分)(下半期分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る運営事業者の負担を軽減するとともに、利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③助成基準額1食当たり35円(※)を1日3食、6か月分として入所者1人当たり18,900円を支給する。 ・対象者数 3,203人×18,900円×0.9≒54,483,030円 ※基準費用額1,445円×7.3%÷3食=35.16円≒35円 (厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎として、盛岡市における令和7年10月の物価上昇率の前年同月比である7.3%を乗じて1食あたりの金額を算出。) ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期生活療養介護を運営する法人。	R7.10	R8.2
23	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	地域児童クラブ等運営事業(下半期分)	①物価高騰により影響を受ける放課後児童クラブのおやつ代について、その費用の一部を委託料に加算し、施設運営を支援するもの。 ②委託料 ③187円×6か月×登録児童数2,080人=2,334千円 ④市内放課後児童クラブ 58施設	R8.1	R8.3
24	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(私立児童福祉施設分)(下半期分)	①昨年来の物価高騰により影響を受ける保育所等の副食費を対象として支援金を支給するもの。 ②補助金 ③副食費に係る食材費の増額相当分(職員分は含まない。) ・補助額(月額):350円(1人あたり) ※ 副食費補助額 4,800円×7.3%(令和7年10月の消費者物価指数(食料費)の対前年比) ・対象月数:6月(令和7年10月～令和8年3月) ・人数:10月～3月分の延べ入所児童数 53,835人 ・計算式:350円×入所児童数(令和6年10月～令和7年3月実績) ④私立保育所等132施設	R8.1	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
25	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(公立保育所分)(下半年期分)	①物価高騰の影響を受けている公立保育所の給食の質・量を確保するとともに給食費の値上げを防ぐため、賄材料費の高騰分(職員分を除く。)を支援するもの。 ②賄材料費 ③副食費に係る食材費の増額相当分(職員分は含まない。) ・補助額(月額):328円(1人あたり) ※ 副食費補助額 4,500円×7.3%(令和7年10月の消費者物価指数(食料費)の対前年比) ・対象月数:6月(令和7年10月～令和8年3月) ・人数:10月～3月分の延べ入所児童数 2,482人 ・計算式:328円×入所児童数(令和6年10月～令和7年3月実績) ④公立保育所7施設	R8.1	R8.3
26	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	こどもの貧困の解消に向けた対策(食料支援)事業	①小中学生がいる世帯のうち、物価高騰により影響を受けている世帯に対する負担軽減策として、給食の提供を受けられない春休み期間に向けて食料支援を実施するもの。 ②補助金 ③補助金 6,039千円 内訳 食料購入費 4,782千円 配送費 274千円 人件費 780千円 事務費等 203千円 ④特定非営利活動法人フードバンク岩手	R8.1	R8.4以降
27	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応生活者支援事業	①物価高騰の影響により、家計負担が大きくなっている生活者の負担を緩和するとともに、地域における消費の下支えを目的として、20%のプレミアム付き電子商品券及びリフォーム実施者への電子商品券を発行するため、MorioPay事業を実施する盛岡ValueCity株式会社に対し、補助金を交付するもの。 ②商品券プレミアム相当分の原資、リフォームを実施した者への電子商品券支給原資、決済手数料、発行に係る事務的経費。 ③補助金 308,066千円 ア プレミアム付電子商品券プレミアム分 (1セット1千円に対し200円(20%相当)) 発行総数80万セット×200円=160,000千円 イ リフォーム実施者に支給する電子商品券分 60千円×800者=48,000千円 ウ 商品券の決済に係る手数料 38,648千円 エ 事務費分 61,418千円 ④:市民、市内事業者	R8.2	R8.4以降
28	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	動物公園飼料価格高騰対策支援事業	①物価の急激な高騰による影響を受けている動物公園の指定管理者に対し支援を行うことで、公の施設の安定的な運営を支援する。 ②市が指定管理者に対し支出する支援金 ③【動物の餌代】年間の餌代の見込額から、指定管理料のうち餌代に相当する額を差し引いた額 ※R7年度見込み19,641,567円-指定管理料のうち動物飼料相当額17,921,637円=1,719,000円 ※1,000円未満切り捨て ④交付対象者:盛岡市動物公園の指定管理者	R7.4	R8.3
29	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰対策緊急支援金支給事業	①物価高騰に直面している市内の医療機関に対し、盛岡市医療機関物価高騰対策緊急支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、医療機関の安定的かつ継続的な事業運営を支援する。 ②市内の病院、診療所、薬局、助産所及び施術所に対する支援金及び事務費 ③補助金:133,821千円 病院:基礎額230千円×22施設+病床加算18千円×3,379床 有床診療所:基礎額230千円×21施設+病床加算18千円×227床 無床診療所:基礎額115千円×205施設 歯科診療所:基礎額115千円×179施設 助産所:基礎額115千円×5施設 施術所:基礎額38千円×180施設 薬局:基礎額38千円×196施設 事務費:2,076千円 (経費全額に交付金を充当) ④市内の病院、診療所、歯科診療所、助産所、施術所及び薬局	R8.1	R8.4以降
30	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	放課後児童クラブ光熱費支援事業	①燃料費等の高騰の影響を受ける放課後児童クラブを対象として支援金を支給するもの。 ②補助金 ③燃料費等(電気、ガス、灯油等)の経費 60,000円/施設×47施設=2,820千円 ④市内放課後児童クラブ	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
31	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	光熱水費助成事業(私立児童福祉施設分)	①燃料費等の高騰の影響を受ける保育所等を対象として、燃料費等(電気、ガス、灯油等)の経費について、支援金を支給するもの ②補助金 ③基準額(6か月分):1事業所あたり60,000円×131施設 令和6年度決算額(公立保育所8施設)(盛岡市の令和7年11月における「光熱・水道」の対前年物価上昇率6.0%) ・光熱水費 15,267,429円÷12か月=1,272,285円÷8施設=159,035円/1園・1月あたり×6.0%=9,542円 ≒10,000円 →1事業所あたり 光熱水費10,000円×6か月分=60,000円 ④私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、新制度幼稚園、国立大学附属幼稚園、認可外保育施設	R7.10	R8.3
32	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	盛岡市立病院・物価高騰対策支援事業	①市立病院に係る燃料費や光熱水費等の上昇に伴うかかり増し経費相当分について支援を行うことで、病院経営の安定化を図るとともに、地域医療の安定化につなげ、病院を利用する患者に対し継続的に充実した医療提供を行うもの。 ②物価高騰分(R3-R7比較) ③各項目は次のとおり。物価が大きく高騰する以前(R3)と現年度(R7)の単価差に 現年度の使用実績及び見込数量を乗じて算出したもの。ただし米購入分については、R4から直営で購入することになったためR4単価を採用し算出したもの。 ・燃料費 :9,029,900円 ・光熱水費 :26,134,982円 ・給食材料費:15,957,311円 ・診療材料費:5,904,805円 計 57,026,998円→57,027千円 ④盛岡市立病院	R8.1	R8.3
33	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産業者支援事業	①物価の高止まりの影響により肥育農家が子牛を買い控える動きがあり、子牛の販売価格の下げ止まりが生じ、畜産農家の経営が悪化していることから、畜産農家に対し支援金を交付することにより、畜産農家の経営安定と営農意欲の喚起につなげるもの。 ②支援金(子牛取引価格下落相当分)と交付に係る事務費 ③交付単価 ア 1頭当たりの交付単価(単価については財政課協議中) ・乳用子牛 13千円 ・肉用子牛 29千円(令和7年1月～3月販売分) ・肉用子牛 18千円(令和7年4月～6月販売分) イ 交付見込額計:20,412千円(1,121頭) (内訳) 【農政課】 ・乳用子牛 13千円×31頭 ・肉用子牛 29千円×57頭 ・肉用子牛 18千円×65頭 【産業振興課】 ・乳用子牛 13千円×514頭 ・肉用子牛 29千円×212頭 ・肉用子牛 18千円×242頭 ウ 事務費計:99千円	R8.1	R8.4以降
34	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産資材価格高騰対策支援事業	①生産資材等の価格高騰が続いており、農業経営がひっ迫していることから、出荷販売を目的として農産物を生産している農家に対し、令和7年にかかった肥料費、飼料費、農薬衛生費及び動力光熱費に対し、令和3年からの価格高騰相当分を支援することにより、農家の経営安定と営農意欲の喚起につなげるもの。 ②支援金(農業生産資材価格の高騰相当分)と交付に係る事務費 ③ ア 支給率と積算式 肥料費(36.0%)、飼料費(19.0%)、農薬衛生費(16.0%)、動力光熱費(20.0%) 積算式=(R7年分の申告書における各資材費－R7年分の申告書における各資材費÷(1+各騰落率))×1/2の合計 イ 交付見込額計:188,131千円(補助上限額:1,000千円) (内訳)【農政課】103,896千円【産業振興課】84,235千円 ウ 事務費計:1,471千円 (内訳)【農政課】1,010千円【産業振興課】461千円 ④出荷販売を目的として農産物を生産している農家	R8.1	R8.4以降
35	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	①農業水利施設の省エネ化を促進するとともに、物価高等の影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図るため、土地改良区に対して、エネルギー価格高騰分の3割を補助する。 ②令和7年6～9月分のエネルギー価格×高騰分(令和2年度から5年度までの平均価格との差額)※電気料金及び諸油脂費 ③A改良区326千円+B改良区243千円+C改良区21千円=590千円 ④農業水利施設の省エネルギー化及び維持管理コストの削減に取り組む土地改良区	R7.6	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
36	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	盛岡市工業用LPガス料金支援金支給事業(R8年1月～3月補助分)	①原油価格や原材料価格高騰の影響を受けている工業用LPガスを消費する事業者に対し、価格上昇分の一部を補助するため支援金を支給するもの。 ②1,818千円(補助金) ③支援金:17.5円/m <sup>3</sup> (価格上昇分の6分の1に相当する額)×5,770m <sup>3</sup> (期間中購入数量見込)×3か月×6者(申請見込者数)=1,818千円 ④市の区域内の事業所において、貯蔵施設を有し、工業用LPガスを自己の事業の用に供している中小企業者	R8.3	R8.4以降
37	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	貸切観光バス事業者支援事業	①急激な物価、エネルギー価格高騰に直面している貸切観光バス事業者に対し支援金を支給し、事業継続を支援する。 ②貸切観光バス事業者所有車両の燃料費高騰分に対する支援金 ③貸切観光バス事業10事業者(4,860千円) 燃料費高騰分:30千円×162台(貸切)=4,860千円 ④道路運送法の許可を受け、市内に本社又は営業所を有する観光バス事業者(10事業者)	R8.1	R8.4以降
38	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給事業	①岩手県運輸事業者運行支援重点対策事業の実施に併せて、長期化するエネルギー価格の高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全、安定した運行を支援するため、トラック事業者等に対し支援金を支給する。 岩手県運輸事業者運行支援緊急対策支援金(第6弾)の支給決定を受けた市内の事業者等に対し市支援金を支給しようとするもの(16千円/台)。 ②支援金、事務費(人件費・その他事務費) ③事業費 31,809千円 ・人件費 1,803千円(会計年度任用職員7か月任用(2～8月)に係る報酬、諸手当、共済費) ・事務費 406千円(消耗品費、郵便料、手数料、複写機使用料、PCリース料) ・補助金 29,600千円(16千円×1,850台) ④市内の運輸運行事業者	R8.2	R8.4以降
39	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地方バス路線存続支援事業	①路線バス事業者は、原油価格高騰等の影響が加わり経営悪化の状況が長期化する中、路線の維持が困難な状況にある。路線バスは市民生活に欠かせないものであることから、路線の維持を目的として、路線バス事業者に対する支援をする。 ②路線バス事業者への補助 ③運行継続が必要と判断された路線(7路線(系統))を対象に補助を行う。 事業費12,141千円 ④路線バス事業者	R8.1	R8.4以降
40	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通維持支援事業	①公共交通事業者は、経営悪化の状況が長期化する中で、原油価格高騰等の影響が加わり、さらに、厳しい経営状況にあるが、路線バスやタクシーは、通学・通勤・通院等市民生活に欠かせないものであることから、安定した運行継続のため、支援金を支給することにより、公共交通事業者を支援する。 ②公共交通事業者への支援金 ③・路線バス:市内を運行しているバス1台あたり30千円(計10,740千円=358台×30千円) ・タクシー:タクシー事業者及び個人タクシー事業者の保有台数1台あたり15千円(計9,585千円=639台×15千円) ④路線バス事業者、タクシー事業者及び個人タクシー事業者	R8.1	R8.4以降
41	⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	指定管理者エネルギー価格高騰対策支援事業	①エネルギー価格の急激な高騰による影響を受けている公の施設の指定管理者に対し支援を行うことで、公の施設の安定的な運営を支援する。 ②市が指定管理者に対し支出する支援金 ③各対象施設等について、次の各区分により算定した額の合計額 【電気料金支援分】対象施設に係る年間電気料金の見込額(R7.4～10実績額+R7.11～R8.3見込額(前年同月実績使用量×直近単価))から、指定管理料のうち電気料金に相当する額を差し引いた額 ※R7年度見込額63,310,142円-指定管理料のうち電気料金に相当する額45,444,147円=17,865,995円を支援(17施設7団体) ※1,000円未満切り捨て 【燃料費支援分】対象施設に係る指定管理料のうち燃料費に相当する額に100分の10を乗じて得た額以内に必要な金額。ただし、R7年度見込額(R6.11～R7.10実績額)が指定管理料のうち燃料費に相当する額を上回る場合のみ対象。 ※A重油:R7年度見込額3,702,400円のうち、251,000円を支援(1施設1団体) ※B灯油:R7年度見込額1,196,817円のうち、504,000円を支援(6施設4団体) ※1,000円未満切り捨て ④交付対象者:指定管理者8団体19施設	R7.4	R8.3
42	⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する地方単独事業	光熱水費助成事業(公立保育所分)	①エネルギー価格高騰が続く中、保育環境を悪化させないため、電気・ガス等の安定した継続供給を確保するもの。 ②光熱水費 ③基準額(6か月分):1事業所あたり60,000円×7施設 令和6年度決算額(公立保育所8施設)(盛岡市の令和7年11月における「光熱・水道」の対前年物価上昇率6.0%) ・光熱水費 15,267,429円÷12か月=1,272,285円÷8施設=159,035円/1園・1月あたり×6.0%=9,542円 ≒10,000円 →1事業所あたり 光熱水費10,000円×6か月分=60,000円 ④公立保育所	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
43	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業(介護老人福祉施設分)(R6補正分)	<p>①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。</p> <p>現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。</p> <p>②補助金</p> <p>③入所者数1人あたり17,280円(1日3食分)を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食あたり32円(基準費用額1,445円の<math>6.7\% \div 3食 = 32.27円 \approx 32円</math>)を平均入所者数に応じ6か月(180日)分支給する。)</p> <p>対象者数 2,816.42人(17,280円×2,816.42≒48,667,712円) (うち20,000千円はR6補正分)</p> <p>・その他の財源:一般財源803千円</p> <p>④介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設生活介護 全</p>	R7.4	R7.8